

第2次静岡市空家等対策計画(案)

に関する意見応募用紙

以下の問いについて、あなたのご意見をお聞かせください。

Q1 「空き家」についてどのように感じていますか。
1 不安や迷惑を感じている(不安や迷惑を感じたことがある) 2 ニュースなどを見て、社会問題であると感じている 3 特に関心がない
Q2 Q1で“1 不安や迷惑を感じている”を選択した方に伺います。具体的にどのようなことを感じていますか。
1 草木の繁茂で迷惑している 2 建物の老朽化で不安を感じている 3 迷惑を感じていないが、誰が所有者かわからないので不安である 4 その他()
Q3 空き家対策として共感できる、又は効果があると思う取組はどれですか。(複数回答可) また、それはなぜですか。
1 わかりやすい空き家問題の啓発【空き家引継ぎの円滑化】 本編 P47 参照 2 空き家情報バンクの活用促進【空き家の利活用】 本編 P48 参照 3 無料点検サービスの活用促進【空き家の適切な管理、管理不全な空き家の発生予防と解消】 本編 P50 参照 4 地域の見守りや民間事業者の相談体制の強化【空き家対策の推進体制の構築】 本編 P51 参照 5 なし
(意見)
Q4 空き家対策として共感できない、又は効果が小さいと思う取組はどれですか。(複数回答可) また、それはなぜですか。
1 わかりやすい空き家問題の啓発【空き家引継ぎの円滑化】 本編 P47 参照 2 空き家情報バンクの活用促進【空き家の利活用】 本編 P48 参照 3 無料点検サービスの活用促進【空き家の適切な管理、管理不全な空き家の発生予防と解消】 本編 P50 参照 4 地域の見守りや民間事業者の相談体制の強化【空き家対策の推進体制の構築】 本編 P51 参照 5 なし
(意見)
Q5 全体を通して、空き家対策の取組についてどう思いますか。また、それはなぜですか。
1 とても良い 2 まあまあ良い 3 あまり良くない 4 良くない
(意見)

Q6 静岡市空家等対策計画(案)についてご意見をお書きください。

【ご意見のタイトル(項目、訂正箇所等)】 ※方針案のどの部分に対するご意見かをお書きください。



【ご意見の内容】

- ※1 「ご意見の内容」欄に「別紙とおり」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。
- ※2 いただいたご意見は、「静岡市空家等対策計画」の改定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ※3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙とおり」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

* 住所 (法人の場合は所在地)	
* 氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)	
年齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上

- ※1 *印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。)
- ※2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

ご意見、ありがとうございました。期間内に下記のいずれかの方法でご提出ください。

1 郵送または持参	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館5階 静岡市役所 住宅政策課 空き家対策係 宛て
2 ファクシミリ	FAX 番号 : 054-221-1135
3 市ホームページ (電子申請)	市ホームページの応募専用フォームでご提出ください→→→→ アドレス : https://logofom.jp/form/79j2/193916  ※静岡市空家等対策計画(案)の資料こちらにあります→→→→ アドレス : http://www.city.shizuoka.lg.jp/412_000104.html  ※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付出来かねます。

【問い合わせ先】

静岡市役所 都市局建築部住宅政策課 空き家対策係 (静岡庁舎新館5階)
[電話] 054-221-1192(直通)

締切:令和5年1月23日(月)必着